平成 30 年度

事 業 計 画

日本赤十字社 神奈川県支部
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

人　道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公　平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中　立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
独　立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉　仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単　一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

は　じ　め　に

日本赤十字社神奈川県支部の各事業につきましては、県民の皆さまならびに関係者の皆さまの温かいご理解とご協力のもとに着実に推進することができ、心から感謝申し上げます。

さて、世界を見渡しますと、気候変動により自然災害が増加しています。また、長期化する武力紛争･暴力により多くの方が住みなれた土地を追われ、人道危機はますます深刻化しています。

一方、国内に眼を向けますと、７月に発生した九州北部の豪雨災害をはじめ、各地で自然災害が発生し甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災から７年が経過しましたが、被災地は依然として復興途上と言わざる得ない状況です。

このように、災害における救護活動、復興支援など日本赤十字社の果たすべき役割は、ますます重要になっています。

その中で、当支部では、社会の人道的課題に対して柔軟に事業を展開することを基本方針として策定した「中期事業計画　第２期」を平成29年度からの３ヵ年計画で事業を展開しているところです。この計画は、４つの柱「災害に備える」「地域の赤十字活動を推進する」「パートナーとの協働を推進する」「赤十字を知ってもらう」を14の施策で実施するものです。

平成30年度は同計画の２年目であることから、初年度での実績を分析し、目標の達成に向けより具体的に事業を推進します。

１つ目の柱「災害に備える」では、災害時の情報収集・発信力を強化するための協力者を拡大するとともに、地域の防災力を向上するプログラムを展開します。

２つ目の柱「地域の赤十字活動を推進する」では、在宅介護におけるボランティア活動や地域でこどもを支える活動の推進に向けた展開企画を作成するとともに、災害時の地域ニーズを踏まえたボランティアメニューを作成し、赤十字ボランティア活動の活性化にも繋げます。

３つ目の柱である「パートナーとの協働を推進する」では、企業等連携プログラムに新たなプログラムメニューを導入します。また、行政や企業・団体等と連携することで県内の赤十字事業をより確かなものにします。

４つ目の柱である「赤十字を知ってもらう」では、赤十字事業に参加するきっかけを作るとともに、赤十字を深く理解していただく広報活動を展開し、赤十字運動への参加者拡大に努めます。

平成30年度も、この「中期事業計画　第２期」を事業推進の基本とし、救急法等の講習指導体制の強化、青少年赤十字活動の推進等について、さらに力を注ぎます。

また、赤十字病院の運営については、地域医療の中核として、さらなる良質な医療の提供に努めます。血液事業については、輸血用血液の安定的確保と供給、安全性の向上にさらに取り組みます。

そして、視覚障害者のための総合的な福祉施設である神奈川県ライトセンターの運営強化によりいっそう努めます。

平成30年度も地区本部・地区・分区、町内会、自治会、ボランティアの皆さまをはじめ、関係者の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

目　　次

はじめに …… 1

中期事業計画（第２期）［平成29年度～平成31年度］体系図 …… 6

平成30年度　県内赤十字事業体系図 …… 7

平成30年度　県内赤十字施設当初予算概要表 …… 8

平成30年度　事業内容 …… 9

第１章　災害救護事業

1　災害時の情報収集・発信機能の強化

(1) 災害時情報収集システムを活用した情報収集力の強化
（中期事業計画［第２期］－施策１） …… 9

(2) 災害時情報収集システムの一般公開機能による県民への情報発信
（中期事業計画［第２期］－施策２） …… 10

(3) 災害時専用ホームページによる情報発信力の強化
（中期事業計画［第２期］－施策３） …… 10

2　災害救護要員の養成・強化

(1) 本社・近隣支部等との広域相互支援体制の強化 …… 10

(2) 教育訓練等の実施 …… 11

(3) 赤十字防災ボランティア養成 …… 12

(4) 赤十字防災ボランティアとの連携強化 …… 12

3　救護資機材の整備

(1) 救護資機材の整備 …… 12

4　防災・減災思想の普及・地域での取り組み支援

(1) 地域コミュニティへの「地域で学ぶ防災プログラム」の推進
（中期事業計画［第２期］－施策４） …… 13

(2) 減災セミナーの実施 …… 13

5　救護活動の実施

(1) 火災・風水害等被災者援護事業 …… 13

(2) 床上浸水被災者援護事業 …… 14

(3) 臨時救護事業 …… 14

第２章　健康・安全事業

1　健康・安全事業の推進

(1) 救急法講習の開催 …… 15

(2) 水上安全法講習の開催 …… 16

(3) 雪上安全法講習の開催 …… 17

(4) 健康生活支援講習の開催 …… 17

(5) 幼児安全法講習の開催 …… 18

2　健康・安全思想の普及を目的としたイベント等の開催
(1) 救急法競技会の開催やイベントへの参加 …… 19
(2) 特別プログラムの開催 …… 19
3　普及体制の強化
(1) 指導員養成講習の開催 …… 19
(2) 指導員会議および研修会の開催・関係会議等への参加 …… 20
4　他団体との協働事業推進
(1) 神奈川県警察への協力 …… 20
(2) 自動車教習所協会への協力 …… 20
(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会とのタイアップ …… 21
(4) 公益社団法人全国医薬品販売登録者協会とのタイアップ …… 21
(5) 全国保育園保育士看護師連絡会とのタイアップ …… 21
(6) 横浜海上保安部との連携 …… 21
(7) 外国人住民を対象とした講習の推進
（中期事業計画［第２期］－施策11） …… 21
(8) 傷病者などが外国人であった場合に対応できる多言語資料の作成
（中期事業計画［第２期］－施策12） …… 21

第３章　国際活動
1　国際救援・開発協力
(1) カンボジア・ミャンマー・東ティモール救急法普及支援事業への協力 …… 22
(2) インドネシア・コミュニティ防災事業への協力 …… 22
2　国際救援要員の養成・確保
(1) 国際救援要員・開発協力要員の養成 …… 23
3　安否調査
(1) 安否調査 …… 23
4　国際交流事業
(1) 青少年赤十字国際交流事業 …… 23
5　海外救援金の受付
(1) 海外たすけあいキャンペーンの推進 …… 23

第４章　赤十字奉仕団
1　赤十字奉仕団相互の連携強化および活動促進
(1) 支部委員会・連絡協議会等の開催 …… 24
(2) 中央行事への参加 …… 24
2　ボランティアの育成・支援
(1) 育成事業 …… 25
(2) 奉仕団と支部との連携強化 …… 25
3　地域における赤十字活動の推進
(1) 災害マネジメントサイクル全体に対する赤十字ボランティア活動の推進
（中期事業計画［第２期］－施策５） …… 26

(2) 在宅介護におけるボランティア活動の推進
(中期事業計画［第２期］－施策６) …… 26
(3) 地域で子どもを支える活動の推進
(中期事業計画［第２期］－施策７) …… 26
4　公共的・福祉的行事の支援
(1) 地域福祉活動の推進 …… 27
(2) 各種行事への奉仕団員の派遣 …… 27
参考　神奈川県赤十字奉仕団研修体系

第５章　青少年赤十字
1　青少年赤十字の普及
(1) 登録促進と青少年赤十字メンバーの増強 …… 30
(2) 青少年赤十字防災教育プログラムの実施 …… 30
2　青少年赤十字活動の活性化
(1) 指導者協議会等の開催 …… 31
(2) 活動への支援 …… 31
(3) 情報の提供 …… 32
3　青少年赤十字メンバー育成と指導者養成
(1) 青少年赤十字指導者の養成 …… 32
(2) 中央行事への参加 …… 32
(3) 国際理解教育の推進 …… 33
(4) 国際人道法の青少年赤十字メンバーへの普及 …… 33
(5) リーダーシップ・トレーニング・センター（LTC）等の各種講習会の開催 …… 33

第６章　赤十字思想の普及
1　広報活動の促進
(1) 赤十字運動月間キャンペーンの横断的な展開 …… 34
(2) 広報資材の配布 …… 35
(3) ホームページ・メールニュースなどによる情報の発信 …… 35
(4) 赤十字運動の拡大 …… 35
2 「かながわ赤十字情報プラザ」の展開
(1)「かながわ赤十字情報プラザ」の充実 …… 36
(2) 学校・PTA・町内会・民生委員・児童委員等の見学の積極的誘致 …… 36
3　国際人道法の普及
(1) 国際人道法写真展（イベント）の推進
(中期事業計画［第２期］－施策14) …… 36
4　組織基盤の強化
(1) 事業計画・事業報告の策定 …… 37
(2) 地区・分区交付金の有効活用 …… 37
(3) 県内広報の推進 …… 37
(4) 県内施設・赤十字メンバーとの連携強化 …… 37

5　他団体との連携強化
(1) 県民に対する多面的なアプローチの展開 …… 38
(2) 県内の大学などにおける講義の推進
（中期事業計画［第２期］－施策13） …… 38
6　企業・赤十字が連携するＣＳＲ活動の推進
(1) 企業等連携プログラム「いつも ここに 安心を」の展開
（中期事業計画［第２期］－施策８、９、10） …… 38
(2) 会費等協力の推進 …… 39

第７章　市区町村における赤十字事業の促進
1　市区町村における赤十字事業の促進
(1) 赤十字運動月間キャンペーンの横断的な展開 …… 40
(2) 地区・分区における会費等協力の推進 …… 40

第８章　看護師の養成
1　最新医療に対応できる看護師の養成
(1) 日本赤十字学園などへの委託養成 …… 41
2　支部における救護看護師養成
(1) 救護看護師養成研修会の開催 …… 41

第９章　社会福祉事業
1　視覚障害者の社会参加促進
(1) 神奈川県ライトセンター …… 42

第10章　医療事業
1　地域に根ざした医療の提供
(1) 横浜市立みなと赤十字病院 …… 45
(2) 秦野赤十字病院 …… 47
(3) 相模原赤十字病院 …… 49

第11章　血液事業
1　血液製剤の安定供給の確保
(1) 献血者の安定的確保および安全対策 …… 51
2　献血思想の普及
(1) 若年層への献血思想の普及 …… 52
(2) 献血協力者・団体との連携の強化 …… 52

中期事業計画（第２期）体系図

［平成29年度～平成31年度］

基本方針

社会の人道的課題に対して柔軟に事業を展開する

柱１

災害に備える

プロジェクト１
災害時の情報収集力、情報発信力を強化する

- 施策１　災害時情報収集システムを活用した情報収集力の強化（P.10）
- 施策２　災害時情報収集システムの一般公開機能による県民への情報発信（P.10）
- 施策３　災害時専用ホームページによる情報発信力の強化（P.10）

プロジェクト２
地域の災害対応力を向上する（日本赤十字社防災教育事業）

- 施策４　地域コミュニティへの「地域で学ぶ防災プログラム」の推進（P.13）

プロジェクト３
災害マネジメントサイクル全体に対する赤十字ボランティア活動を推進する

柱２　プロジェクト４
施策５により実施

柱２

地域の赤十字活動を推進する

プロジェクト４
地域の赤十字活動を推進する

- 施策５　災害マネジメントサイクル全体に対する赤十字ボランティア活動の推進（P.26）
- 施策６　在宅介護におけるボランティア活動の推進（P.26）
- 施策７　地域で子どもを支える活動の推進（P.27）

柱３

パートナーとの協働を推進する

プロジェクト５
企業等連携プログラム「いつもここに 安心を」を推進する

- 施策８　商業施設を多く有する地域での展開（P.39）
- 施策９　県域に事業展開している企業・団体と協働して展開（P.39）
- 施策10　プログラム内容（コース）の充実（P.39）

プロジェクト６
外国人に対応した講習普及を推進する

- 施策11　外国人住民を対象とした講習の推進（P.21）
- 施策12　傷病者などが外国人であった場合に対応できる多言語資料の作成および活用（P.21）

柱４

赤十字を知ってもらう

プロジェクト７
赤十字を深く理解していただく広報活動を推進する

- 施策13　県内大学などにおける講義の推進（P.38）
- 施策14　国際人道法写真展（イベント）の推進（P.36）

平成30年度　県内赤十字事業体系図

（　）内の数字は、平成30年度予算額

日本赤十字社神奈川県支部

一般会計

- 1　災害救護事業（188,622千円）
  - 災害時の情報収集・発信機能の強化
  - 災害救護要員の養成・強化
  - 救護資機材の整備
  - 防災・減災思想の普及・地域での取り組み支援
  - 救護活動の実施
- 2　健康・安全事業（59,757千円）
  - 健康・安全事業の推進
  - 健康・安全思想の普及を目的としたイベント等の開催
  - 普及体制の強化
  - 他団体との協働事業推進
- 3　国際活動（142,266千円）
  - 国際救援・開発協力
  - 国際救援要員の養成・確保
  - 安否調査
  - 国際交流事業
  - 海外救援金の受付
- 4　赤十字奉仕団（40,804千円）
  - 赤十字奉仕団相互の連携強化および活動促進
  - ボランティアの育成・支援
  - 地域における赤十字活動の推進
  - 公共的・福祉的行事の支援
- 5　青少年赤十字（34,183千円）
  - 青少年赤十字の普及
  - 青少年赤十字活動の活性化
  - 青少年赤十字メンバー育成と指導者養成
- 6　赤十字思想の普及（145,791千円）
  - 広報活動の促進
  - かながわ赤十字情報プラザの展開
  - 国際人道法の普及
  - 組織基盤の強化
  - 他団体との連携強化
  - 企業・赤十字が連携するCSR活動の推進
- 7　市区町村での赤十字事業（126,500千円）
  - 市区町村における赤十字事業の促進
- 8　看護師の養成（29,000千円）
  - 最新医療に対応できる看護師の養成
  - 支部における救護看護師養成
- 9　社会福祉事業（5,243千円）
  - 社会福祉施設基盤整備
- 10　医療事業（36,157千円）
  - 医療施設基盤整備
  - 救急医療体制整備
- 11　血液事業（7,402千円）
  - 血液事業普及整備
- 12　業務管理運営費（215,746千円）

合計　（1,031,471千円）

（施策１）
災害時情報収集システムを活用した情報収集力の強化
（施策２）
災害時情報収集システムの一般公開機能による県民への情報発信
（施策３）
災害時専用ホームページによる情報発信力の強化
（施策４）
地域コミュニティへの「地域で学ぶ防災プログラム」の推進

（施策11）
外国人住民を対象とした講習の推進
（施策12）
傷病者などが外国人であった場合に対応できる多言語資料の作成および活用

（施策５）
災害マネジメントサイクル全体に対する赤十字ボランティア活動の推進
（施策６）
在宅介護におけるボランティア活動の推進
（施策７）
地域で子どもを支える活動の推進

（施策14）
国際人道法写真展（イベント）の推進
（施策13）
県内大学等における講義の推進
（施策８）
商業施設を多く有する地域での展開
（施策９）
県域に事業展開している企業・団体と協働して展開
（施策10）
プログラム内容（コース）の充実

ライトセンター

社会福祉施設特別会計
- 社会福祉事業（341,570千円）
  - 視覚障害者社会参加の促進

病院（3施設）

医療施設特別会計
- 医療事業（34,426,781千円）
  - 地域に根ざした医療の提供

血液センター

血液事業特別会計
- （※）血液事業
  - 血液製剤の安定供給の確保
  - 献血思想の普及

※平成24年度からは、都道府県単位の事業運営体制から全国を７ブロックに分けた広域的事業運営体制に改められ、神奈川県赤十字血液センターは、関東甲信越ブロック血液センターに所属しています。

平成30年度　県内赤十字施設当初予算概要表

1　一　般　会　計

施　設　名	平成30年度当初予算額	平成29年度当初予算額	増　減　額	増減率	備　考
日本赤十字社神奈川県支部	1,031,471千円	1,027,909千円	3,562千円	0.3％	歳入・歳出同額

2　社会福祉施設特別会計

施　設　名	平成30年度当初予算額	平成29年度当初予算額	増　減　額	増減率	備　考
神奈川県ライトセンター	341,570千円	360,977千円	△19,407千円	△5.4％	歳入・歳出同額

3　医療施設特別会計

(1)　収益的収入

施　設　名	平成30年度当初予算額	平成29年度当初予算額	増　減　額	増減率
横浜市立みなと赤十字病院	21,570,165千円	21,138,524千円	431,641千円	2.0％
秦野赤十字病院	6,587,131千円	6,202,080千円	385,051千円	6.2％
相模原赤十字病院	3,546,844千円	3,580,060千円	△33,216千円	△0.9％
計	31,704,140千円	30,920,664千円	783,476千円	2.5％

(2)　収益的支出

施　設　名	平成30年度当初予算額	平成29年度当初予算額	増　減　額	増減率	平成30年度収支差引額
横浜市立みなと赤十字病院	21,493,231千円	21,039,032千円	454,199千円	2.2％	76,934千円
秦野赤十字病院	7,130,668千円	6,959,810千円	170,858千円	2.5％	△543,537千円
相模原赤十字病院	3,701,245千円	3,772,635千円	△71,390千円	△1.9％	△154,401千円
計	32,325,144千円	31,771,477千円	553,667千円	1.7％	△621,004千円

(3)　資本的収入支出

施　設　名	平成30年度当初予算額	平成29年度当初予算額	増　減　額	増減率	備　考
横浜市立みなと赤十字病院	858,281千円	2,195,647千円	△1,337,366千円	△60.9％	歳入・歳出同額
秦野赤十字病院	875,528千円	667,879千円	207,649千円	31.1％	歳入・歳出同額
相模原赤十字病院	367,828千円	351,218千円	16,610千円	4.7％	歳入・歳出同額
計	2,101,637千円	3,214,744千円	△1,113,107千円	△34.6％	

平成30年度　事業内容

第１章　災害救護事業

日本赤十字社の災害救護活動は、医療救護や救援物資の備蓄・配分、血液製剤の供給、義援金の受付・配分、その他災害救護に必要な業務など多岐にわたります。活動は、赤十字の理念に基づき、独自の判断で行いますが、災害救助法、災害対策基本法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）等において定められた指定公共機関として国や地方公共団体への協力も行います。また、日本DMAT隊員養成研修を修了している県内３赤十字病院の職員は、神奈川県の要請により神奈川DMATとして活動します。

平成30年度も、発災後速やかに救護班を派遣し、より効果的な救護活動が行えるよう救護資機材の整備をはじめ、救護班要員や救護関係奉仕団員・防災ボランティア等の教育訓練や日本DMAT・防災関係機関と連携した訓練への参加等、引き続き救護体制の強化に努めます。

また、災害時情報収集システムや災害時専用ホームページを活用し、災害時の情報収集力・情報発信力の強化を図ります。

さらには、平成29年度から防災教育事業（地域住民が自ら災害から命を守り心身の苦痛を軽減する防災･減災の取組みへの支援）として「地域で学ぶ防災プログラム」の充実強化を図ります。

１　災害時の情報収集・発信機能の強化

(1) 災害時情報収集システムを活用した情報収集力の強化
（中期事業計画［第２期］－施策１）

災害が発生したとき、最も急を要する人・場所に対し救護活動を展開することを可能とすることを目的として構築した「災害時情報収集システム」の運用を進めます。

同システムにおける情報分析業務を、日本赤十字社神奈川県支部災害対策本部支援センターと連携して行うことから、同支援センターとの連携強化を図るとともに運用体制を構築します。

ア　赤十字奉仕団および防災ボランティアを対象とした研修を実施

イ　災害時情報収集システム運用訓練を実施

注）災害時情報収集システム：

協力者からスマートフォンなどを用いて提供された県内各地域の被災状況を分析し、地図上に可視化するシステム

(2) 災害時情報収集システムの一般公開機能による県民への情報発信
（中期事業計画［第２期］－施策２）

災害時情報収集システムで収集した情報のうち県民にとって有益と考えられる情報を同システムの一般公開機能を活用して発信するため、情報の選択および情報を確実に発信する体制を構築します。

本年度は、情報選択業務を連携して行う日本赤十字社神奈川県支部災害対策本部支援センターのボランティアとの協力体制と運用体制を構築します。

① 災害時情報収集システム一般公開訓練

(3) 災害時専用ホームページによる情報発信力の強化
（中期事業計画［第２期］－施策３）

平成28年度に構築した災害時専用ホームページを活用し、赤十字が行う災害救護活動の情報にすべての人がアクセスできるようにします。

新 ① 災害時専用ホームページ運用訓練

2　災害救護要員の養成・強化

(1) 本社・近隣支部等との広域相互支援体制の強化

大規模災害発生時、日赤本社・近隣支部が連携して救護活動にあたる広域相互支援体制を構築するため、第２ブロック支部（関東・山梨・新潟）で開催する会議や研究会等に出席するとともに、県内赤十字施設との連携を図るため関係会議を開催します。

① 第２ブロック支部事業推進担当課長会議　（１回、１人）
② 第２ブロック支部広域救護・救援体制調査研究会　（４回、各１人）
③ 県内赤十字施設救護業務推進会議　（４回、各21人）

(2) 教育訓練等の実施

救護活動を初動から迅速・的確に行えるように救護班要員（医師・看護師・主事等）の教育訓練を救護関係奉仕団の協力のもとに実施するほか、関係機関が実施する救護訓練に参加します。

ア　防災訓練への参加

① 九都県市合同防災訓練　（3会場、各17人）
② 東京国際空港航空機事故対処訓練　（2回12人）
③ 旅客船事故対応訓練　（25人）

イ　災害救護訓練の実施

① 支部救護班要員教育訓練　（3日、42人）
② 災害時初動対応訓練（支部）　（32人）
③ 本社・第2ブロック支部災害救護訓練（支部・施設）　（2日、14人）

ウ　救護員養成研修会等への参加（本社など）

① こころのケア関連研修会　（1人）
② 全国赤十字救護班研修会　（5人）
③ 神奈川DMAT-L隊員養成研修　（4人）
④ 日赤災害医療コーディネート研修会　（2日、3人）
⑤ 原子力災害対応基礎研修会　（2日、3人）
⑥ 第2ブロック先遣要員訓練　（3日、2人）

エ　救護員養成研修会等の開催

① 救護班主事研修会　（1回、20人）
② 救護看護師養成研修会　（2日、30人）
③ こころのケア研修会　（50人）
④ 緊急車輌走行訓練　（20人）

オ　特殊技能養成

① フォークリフト操作資格取得講習会　（2日、1人）
② 陸上特殊無線技士養成講習会　（1人）

カ　ボランティアを対象とした研修の実施

① 救護関係奉仕団研修　（20人）
② こころのケア研修会　（50人）

(3) 赤十字防災ボランティアの養成

災害発生時に地域で自主的に活動する赤十字防災ボランティアや赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成します。災害発生時に奉仕団をはじめとした赤十字ボランティアが活動するためには、日頃からの研修や訓練が欠かせません。

平成30年度も地区リーダーのフォローアップ研修をはじめ、地域における活動をまとめるために設置された赤十字防災ボランティア地区リーダーブロック連絡協議会による防災ボランティア活動の推進に努めます。

① 赤十字防災ボランティア養成研修会（各ブロック開催）　（8回、各20人）
② 地区リーダー養成研修会　（2日、30人）
③ 地区リーダーフォローアップ研修会　（2回、各80人）
④ 防災ボランティアリーダー会議　（4回、各15人）
⑤ 防災ボランティア推進会議　（4回、各13人）

(4) 赤十字防災ボランティアとの連携強化

支部・救護関係赤十字奉仕団・防災ボランティアの連携強化を図り、支部災害対策本部支援センター運営体制の向上と、ボランティアの主体的な訓練実施体制構築を目指します。

① 支部災害対策本部支援センター設置運営訓練　（40人）

3　救護資機材の整備

(1) 救護資機材の整備

救護計画および救護マニュアルに準じた資機材の整備や、最新式の資機材への更新を中期的な視野に立って実施するため、平成28～30年度「救護資機材整備三カ年計画」に基づき計画的に整備します。

① 救急車・救援車ナビゲーション更新　（5台）
② リチウムイオン蓄電池システム　（3台）
③ 救護用パルスオキシメーター　（18台）
④ ポータブルネブライザー　（3台）
⑤ ポータブル吸引器　（3台）
⑥ 救護所用扇風機　（5台）
⑦ 救護用タブレットパソコン　（3台）
⑧ LED懐中電灯・ランタン　（18台）
⑨ 防水メガホン　（6台）

4　防災・減災思想の普及・地域での取り組み支援

(1) 地域コミュニティへの「地域で学ぶ防災プログラム」の推進
（中期事業計画［第２期］－施策４）

平成29年度から日本赤十字社が全国的に展開する防災教育事業（地域住民が自ら災害から命を守り心身の苦痛を軽減する防災・減災の取組みへの支援）として、当支部では「地域で学ぶ防災プログラム」を地域コミュニティで展開します。

平成30年度は、「読み物による過去の災害の追体験」を中心に各地域への試行的実施を通して住民への周知とスタッフの育成を行います。また、新たに「地域防災マップ作り」のカリキュラムを導入し研修メニューの拡充を図ります。

①「地域で学ぶ防災プログラム」　（３回90人）

(2) 減災セミナーの実施

地域の防災力向上と県民の減災意識向上への協力により赤十字運動の拡大を図るため、減災セミナー用資材を活用し、企業・奉仕団等対象別に減災セミナーを実施します。

5　救護活動の実施

(1) 火災・風水害等被災者援護事業

災害救助法の適用にならない規模の火災や風水害等による被災者に対し、日赤地区本部・地区・分区の協力を得て援護物資と見舞金等を迅速に届けます。

また、消火活動時の水損による被災者についても同様に援護します。

① 災害見舞金（１世帯につき10,000円）

対象：住家の焼失または損壊した部分がその住家の延べ床面積20％（半壊・半焼）以上の被害を被った世帯および火災の消火活動により住家に甚だしい水損の被害を受けた世帯

② 援護物資（１人につき１セット）

対象：上記災害見舞金対象住家の居住者（毛布・タオル・石鹸など日用品）

③ 重傷見舞金（１人につき10,000円）

対象：住家に焼失・損壊・水損の被害を受け、その災害が原因で重傷を負った者

④ 死亡弔慰金（１人につき20,000円）

対象：住家に焼失・損壊・水損の被害を受け、その災害が原因で死亡した者

(2) 床上浸水被災者援護事業

火災・風水害被災者援護事業とは別に、床上浸水の被害にあった被災者に日赤地区本部・地区・分区の協力を得て見舞金を届けます。

① 床上浸水見舞金（1世帯につき5,000円）

対象：風水害によって住家が床上浸水の被害を受けた世帯

※災害見舞金の交付対象世帯は除く

(3) 時救護事業

救護事業の一環として、公的でかつ赤十字事業と関連性がある各種行事の救護所に看護師を派遣します。

第２章　健康・安全事業

日本赤十字社では、「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命にもとづき、具体的な知識や技術を広めるために、「救急法」「水上安全法」「雪上安全法」「健康生活支援講習」「幼児安全法」の５つの講習普及に努めています。

平成30年度も安全・安心な社会を目指し、救急法等の講習を実施します。

また、講習普及体制を強化するため、救急法および幼児安全法指導員養成講習を開催することとし、同講習受講希望者に対して事前のフォローアップ研修を開催します。

さらには、健康・安全事業の普及を目的とした救急法競技会を開催し、楽しみながら日常生活における安全意識を向上できるよう努めるとともに、外国人に対応した講習普及の推進にも引き続き取り組みます。

１　健康・安全事業の推進

講　習　体　系

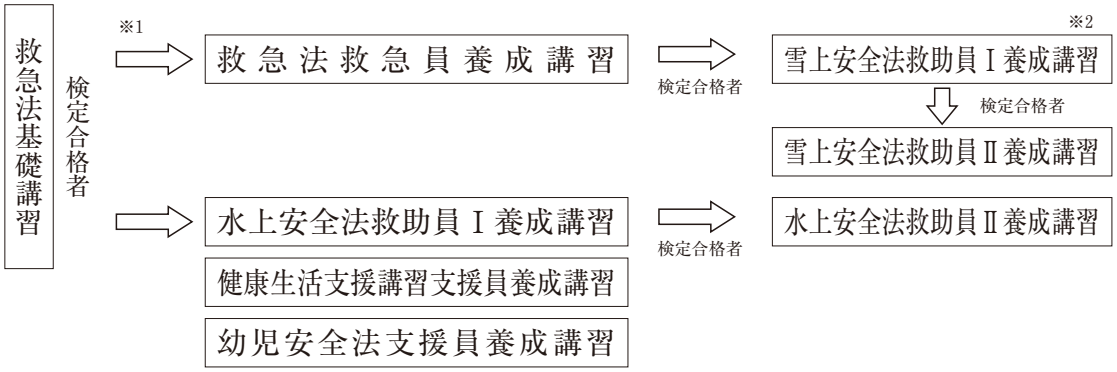

短　期　講　習　※3 （各講習内容から選択して希望する時間で実施します）	救急法救急員等資格継続研修　※4 （各講習の資格取得者を対象に実施します）

※1　救急法･水上安全法の養成講習を受講するには､救急法基礎講習の修了（検定に合格）が必要です。
※2　雪上安全法救助員養成講習を受講するには、救急法救急員養成講習の修了（検定に合格）が必要です。
※3　各養成講習の一部を選択し、講習時間を短縮した講習を実施することができます。
※4　資格有効期限が１年未満となった者に対して４時間の研修を実施し、その資格をさらに５年間継続するものです。（平成31年３月末で廃止）

(1) 救急法講習の開催

日常生活における事故防止や手当の基本、胸骨圧迫や人工呼吸の方法、AED（自動体外式除細動器）を用いた除細動、止血の仕方、包帯の使い方、骨折などの場合の固定、搬送、災害時の心得などの知識と技術について講習を実施します。

① 救急法基礎講習（４時間）　（230回、4,400人）

内容：傷病者の観察の仕方および一次救命処置
（心肺蘇生、AEDを用いた除細動、気道異物除去）
受講資格：満15歳以上
付与する資格：救急法基礎講習修了者（ベーシックライフサポーター）

② 救急員養成講習（12時間以上）　（120回、2,400人）

内容：急病の手当、けがの手当（止血、包帯、固定）、搬送及び救護
受講資格：救急法基礎講習修了者（ベーシックライフサポーター）
付与する資格：救急法救急員

③ 短期講習（２時間程度）　（530回、15,400人）

内容：救急法基礎講習、救急員養成講習の内容から選択
受講資格：特になし

④ 救急員資格継続研修（４時間）　（34回、550人）

内容：救急法基礎講習および救急員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等
受講資格：有効期限が１年未満の救急員有資格者
継続する資格：救急法救急員

(2) 水上安全法講習の開催

水と親しみ、水の事故から人命を守るため、泳ぎの基本と自己保全、事故防止、溺れた人の救助、応急手当の方法などの知識と技術について講習を実施します。

① 救助員Ⅰ養成講習（14時間以上）　（15回、240人）

内容：水の事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助および応急手当
受講資格：救急法基礎講習修了者（ベーシックライフサポーター）
付与する資格：水上安全法救助員Ⅰ

② 救助員Ⅱ養成講習（12時間以上）　（３回、40人）

内容：海、河川および湖沼での事故防止、泳ぎの基本と自己保全、事故者の救助および応急手当
受講資格：水上安全法救助員Ⅰ有資格者
付与する資格：水上安全法救助員Ⅱ

③ 短期講習（２時間程度）　（100回、3,100人）

内容：ａ　自分自身を守るための技術（着衣泳）

ｂ　一次救命処置および監視のしかた、水辺からの救助方法

ｃ　救急法基礎講習、救助員養成講習の内容から選択

受講資格：特になし

④ 救助員資格継続研修（４時間）　（８回、70人）

内容：救急法基礎講習および救助員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等

受講資格：有効期限が１年未満の救助員ⅠまたはⅡ有資格者

継続する資格：水上安全法救助員ⅠまたはⅡ

(3) 雪上安全法講習の開催

雪の楽しさを知るとともに、スキー場などでの事故防止や、けが人の救助、応急手当の知識と技術について講習を実施します。

① 救助員Ⅰ養成講習（７時間以上）　（１回、10人）

内容：雪上での事故防止、スキーの基本、雪上での事故者の救助技術

受講資格：満18歳以上、救急法救急員有資格者

付与する資格：雪上安全法救助員Ⅰ

② 救助員資格継続研修（４時間）　（１回、10人）

内容：救急法基礎講習および救助員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達等

受講資格：有効期限が１年未満の救助員ⅠまたはⅡ有資格者

継続する資格：雪上安全法救助員ⅠまたはⅡ

(4) 健康生活支援講習の開催

誰もが迎える高齢期を、健やかに生きるために必要な健康増進の知識や高齢者の支援・自立に向け役立つ介護技術について講習を実施します。

また、地震などの災害で被災した高齢者の避難所生活に焦点をあて、高齢者に起こりやすい生活不活発病を予防するために必要な知識と技術を学べる「災害時高齢者生活支援講習」や、認知症の症状や対応を正しく理解するための「地域で支える認知症講習」の普及に努めます。

① 支援員養成講習（12時間以上　※２時間単位での受講可）　（10回、130人）

内容：高齢者の健康増進と介護予防・急病への対応、地域で行う高齢者支援、日常生活における自立に向けた介護など

受講資格：満15歳以上

付与する資格：健康生活支援講習支援員

② 短期講習（２時間程度）　（80回、2,100人）

内容：a　災害時高齢者生活支援講習
災害が高齢者に及ぼす影響、接するときのこころづかい、気をつけたい病気や症状、知って役立つ技術
b　地域で支える認知症
c　支援員養成講習の内容から選択

受講資格：特になし

③ 支援員資格継続研修（４時間）　（３回、10人）

内容：支援員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達など

受講資格：有効期限が１年未満の支援員有資格者

継続する資格：健康生活支援講習支援員

(5) 幼児安全法講習の開催

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱・けいれんなどの症状に対する手当、災害時の乳幼児支援などの知識と技術について講習を実施します。

① 支援員養成講習（12時間以上）　（30回、440人）

内容：子どもに起こりやすい事故の予防と手当、子どもの病気への対応、災害時の乳幼児支援

受講資格：満15歳以上

付与する資格：幼児安全法支援員

② 短期講習（２時間程度）　（160回、3,490人）

内容：支援員養成講習の内容から選択

受講資格：特になし

③ 支援員資格継続研修（４時間）　（７回、70人）

内容：支援員養成の復習、改訂のあった学科・実技の伝達など

受講資格：有効期限が１年未満の支援員有資格者

継続する資格：幼児安全法支援員

2　健康・安全思想の普及を目的としたイベント等の開催

(1) 救急法競技会の開催やイベントへの参加

救急法を学んだ仲間が一堂に会し、競技をとおして事故や災害時に自分の身を守ること（自助）、お互いが助け合いながら活動すること（共助）の知識・技術を深める機会として競技会を開催します。

また、各地域で行われているイベントに積極的に参加し、子どもから中高年まで幅広い年代に対し、一次救命処置や応急手当などを学ぶコーナーを展開して健康・安全事業の推進に努めます。

① 第22回　赤十字救急法競技会

内容：本結びリレー競技、三角巾リレー競技、総合実技競技など（予定）

（約800人）

② 地域イベント

期日：通年　約7回

会場：県内各地域

内容：心肺蘇生およびAEDの使用方法など　（各約140人）

(2) 特別プログラムの開催

通常の講習内容に加え、当支部独自の特色のある講習を開催します。

① 一日看護体験

期日：7～8月

会場：横浜市立みなと赤十字病院、秦野赤十字病院、相模原赤十字病院

内容：健康生活支援講習短期講習、看護師体験など　（3病院、75人）

② 救急法救急員有資格者対象フォローアップ研修会

対象：救急法指導員養成講習受講希望者　（2回、各30人）

③ 幼児安全法支援員有資格者対象フォローアップ研修

対象：幼児安全法指導員養成講習受講希望者　（2回、各20人）

3　普及体制の強化

(1) 指導員養成講習の開催

広く県民に講習を普及するために、赤十字の理念と使命を理解し、十分な知識と技術を持ち、指導力のある実働が可能な指導員を養成し、指導体制の強化を図ります。

①　救急法指導員の養成　（1回、30人）

②　幼児安全法指導員の養成　（1回、20人）

(2) 指導員会議および研修会の開催・関係会議等への参加

安全事業の普及強化、指導体制の基盤整備、指導員の知識技術の向上を図るための研修会を開催するほか、指導員相互の連絡調整を図るため関係会議への参加を促進します。

① 救急法等指導員（職員）会議の開催（4回、各20人）
② 救急法等指導員（ボランティア）派遣会議の開催（4回、各100人）
③ 救急法指導員研修会の開催（8回、各60人）
④ 水上安全法指導員（職員）会議の開催（1回、15人）
⑤ 水上安全法指導員（ボランティア）派遣会議の開催（1回、50人）
⑥ 水上安全法指導員研修会の開催（4回、各40人）
⑦ 救急法等指導員交流会の開催（1回、100人）
⑧ 救急法等名誉指導員会議の開催（1回、35人）
⑨ 救急法等名誉指導員推薦委員会の開催（1回、8人）
⑩ 本社主催救急法講師研修会への参加（1回、6人）
⑪ 本社主催水上安全法講師研修会への参加（1回、3人）
⑫ 本社主催健康生活支援講習・幼児安全法講師研修会への参加（1回、2人）
⑬ 本社主催水上安全法講師研究会への参加（1回、1人）
⑭ 本社主催救護・講習担当課長会議への参加（1回、1人）
⑮ 本社主催赤十字講習担当者研修会への参加（1回、1人）
⑯ 第2ブロック支部講習普及事業研究会（4回、各1人）

4　他団体との協働事業推進

(1) 神奈川県警察への協力

神奈川県警察との協定に基づき、災害現場等で活動する機動隊員を対象に緊急時に必要な技術である救急法の基礎講習および救急員養成講習を開催します。

(2) 自動車教習所協会への協力

日本赤十字社と全国指定自動車教習所協会との協定に基づき、県内の指定教習所教官を対象とした第一種応急救護処置指導員養成講習を行います。

(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会とのタイアップ

日本コープ共済生活協同組合連合会と日本赤十字社がタイアップし、お互いの長所を活かしながら赤十字幼児安全法講習の普及を図ることで、子育て支援を行います。

(4) 公益社団法人全国医薬品販売登録者協会とのタイアップ

公益社団法人全国医薬品登録販売者協会との日本赤十字社のタイアップにより、全国医薬品販売者協会生涯学習研修会への救急法指導員派遣協力を行います。

(5) 全国保育園保育士看護師連絡会とのタイアップ

乳幼児の救命率の向上を目的とし、保育関係団体等を通じた地域での子育て支援の担い手を育成するため、全国保育園保育士看護師連絡会と日本赤十字社のタイアップによる赤十字幼児安全法講習への指導員派遣協力を行います。

(6) 横浜海上保安部との連携

水の事故防止や自己保全を目的として実施している「小学校での着衣泳プログラム」で、横浜海上保安部の指導協力によるライフジャケットの着用体験を行い、子どもたちが楽しみながら自分の身を守る術を経験することで、「水の事故０」を目指します。

(7) 外国人住民を対象とした講習の推進

（中期事業計画［第２期］－施策11）

すべての人が赤十字の講習を受講できる講習普及体制を確立するため、外国人住民を対象としたやさしい日本語による講習を推進します。平成30年度は、かながわ国際交流財団などとの協働により、やさしい日本語による講習展開方法を計画するとともに、講習教材を作成します。また、モデル地域を選択し、講習を試行します。

(8) 傷病者などが外国人であった場合に対応できる多言語資料の作成

（中期事業計画［第２期］－施策12）

日本語が通じない外国人が傷病者などの場合に、コミュニケーションをとりスムーズに手当てができるよう、代表的な外国語による資料を作成し、講習受講者等に配布し活用できるようにします。

平成30年度は、かながわ国際交流財団などとの協働により、多言語でのコミュニケーションを可能とする資料内容を検討するとともに、資料を作成します。

第３章　国際活動

赤十字の国際活動は、赤十字国際委員会および国際赤十字・赤新月社連盟の調整のもと、世界191の国と地域に拡がる赤十字のネットワークにより「国際救援」「開発協力」の両面から行われています。

国際救援とは、国際赤十字・赤新月社連盟が行う自然災害の被害を受けた国への救援と、赤十字国際委員会が行う国際・国内紛争における緊急救援のことです。

開発協力とは、政府の力が必ずしも十分でない開発途上国で、災害や疾病に苦しんでいる人々の状況の改善やそれを未然に防ぐこと、人々が自立する力をつけるための支援をいいます。

また、日本赤十字社では国際赤十字の一員として、国際交流活動や将来の国際活動を担う人材の育成にも力を入れています。

当支部においても、事業の運営資金支援や要員の派遣、青少年赤十字国際交流事業などの国際活動に取り組みます。

１　国際救援・開発協力

(1) カンボジア・ミャンマー・東ティモール救急法普及支援事業への協力

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域における災害対策事業の一環として、カンボジア赤十字社・ミャンマー赤十字社・東ティモール赤十字社に対して救急法等の講習普及支援を実施しています。この事業は、各支援対象赤十字社に全国の赤十字救急法指導員をスタッフとして派遣し、概ね１～２週間程度の日程で救急法指導員研修会や指導員養成講習等を行うともに財政面の支援も行うものです。

平成29年度、当支部から東ティモールへ救急法等指導員資格を持つボランティアを派遣するとともに、各赤十字社に資金協力を行いました。

平成30年度も引き続き、本社を通じて運用資金などの支援を行います。

(2) インドネシア・コミュニティ防災事業への協力

日本赤十字社は、アジア・大洋州地域における災害対策事業の一環として、インドネシア赤十字社に対して地震と津波のリスクに対する地域住民の災害対応能力を高める支援を行っています。当支部は平成30年度、本社を通じて運用資金などの支援を行います。

2　国際救援要員の養成・確保

(1) 国際救援要員・開発協力要員の養成

日本赤十字社は、赤十字国際委員会や国際赤十字・赤新月社連盟の調整のもとで行われている緊急救援や人道ニーズへの取り組みに積極的に参加しています。

当支部および県内施設からも、これらの活動に従事する要員を養成し、国際活動に取り組みます。

3　安否調査

(1) 安否調査

日本赤十字社では、紛争や自然災害等により家族と連絡が取れなくなった人々の安否調査業務を赤十字国際委員会と連携して行っています。

当支部においても各市区町村の協力のもと、人道支援を目的として安否調査を行います。

4　国際交流事業

(1) 青少年赤十字国際交流事業

平成29年度はシンガポール赤十字社の青少年赤十字メンバーを招聘して県内メンバーとの交流を図りました。

平成30年度は、県内の青少年赤十字メンバー・指導者・赤十字ボランティアをシンガポールへ派遣し、青少年赤十字の実践目標の一つである「国際理解・親善」について理解を深めます。

5　海外救援金の受付

(1) 海外たすけあいキャンペーンの推進

日本赤十字社はNHKと共催で、毎年12月１日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開しています。皆さまから寄せられた救援金は、海外で発生する地震やサイクロンなど大規模災害の被災者をはじめ、紛争による犠牲者の救援や復興支援にあてるほか、アジアやアフリカ地域の開発途上国の人々のいのちと健康を守るため、医療、保健、衛生分野での中・長期的な支援に活用しています。

当支部では、第36回目となるキャンペーンを県内赤十字施設や地区本部･地区･分区、赤十字奉仕団、青少年赤十字メンバーなどの協力を得て、引き続き推進します。

第４章　赤十字奉仕団

日本赤十字社が展開している各種の活動は、赤十字の精神に基づき、明るく住みよい社会を築きあげていくために結成された赤十字奉仕団の協力がなくては成り立ちません。

赤十字奉仕団は、市区町村ごとに結成されている「地域赤十字奉仕団」と、地域を越えて活動する「特別赤十字奉仕団」があります。

特別赤十字奉仕団には、社会人や学生などで組織されている「青年赤十字奉仕団」のほか、災害救護や講習普及、視覚障害援助等の専門技術を持った人々や職域単位で組織されている「特殊赤十字奉仕団」があり、それぞれ特色を生かした活動に取り組んでいます。

当支部では、奉仕団活動の推進を図るため、会議や研修会を開催し、活動促進に繋がる情報提供と奉仕団相互の連携強化に努めます。

また、地域における赤十字活動を推進するため、平時から地域のニーズにあわせた人道的課題に対する活動を充実させ、災害時にもその役割を果たすべく、地域コミュニティと顔の見える関係を構築するとともに地域における赤十字の役割の確立に向けた取り組みを行います。

また、地域での行事にも積極的に参加し、赤十字活動の広報にも力を注ぎます。

１　赤十字奉仕団相互の連携強化および活動促進

(1) 支部委員会・連絡協議会等の開催

奉仕団活動の活性化や進展を図るための会議等を、定期的に開催します。

① 赤十字奉仕団神奈川県支部委員会　（２回、170人）
② 赤十字奉仕団神奈川県支部委員会正副委員長会議　（１回、12人）
③ 特別赤十字奉仕団委員長会議・地域赤十字奉仕団委員長意見交換会　（１回、70人）
④ 赤十字奉仕団交流会　（１回、70人）
⑤ 青年赤十字奉仕団神奈川県支部連絡協議会　（12回、各15人）

(2) 中央行事への参加

本社や第２ブロック支部（関東・山梨・新潟）が開催する委員会、協議会や研修会に積極的に参加し、活動の活性化を図ります。

① 本社主催赤十字奉仕団中央委員会　（1回、1人）
② 青年赤十字奉仕団全国協議会　（2日、2人）
③ 本社主催赤十字ボランティア・リーダー研修会　（3日、3人）
④ 本社主催赤十字奉仕団支部指導講師研修会　（3日、2人）
⑤ 第2ブロック支部青年赤十字奉仕団連絡協議会　（2回、各3人）
⑥ 第2ブロック支部赤十字奉仕団委員長・担当課長会議　（2日、3人）

2　ボランティアの育成・支援

(1) 育成事業

ボランティア活動の円滑化と普及効果を高めるため、関係資料の充実・整備を進めるとともに、奉仕団の結成促進や奉仕団活動発展のための助成等を行います。

また、支部と既存奉仕団との連携を強化し、各団における次世代につながる活動計画の立案および実施により奉仕団活動の活性化を図り、赤十字奉仕団未結成地域での奉仕団設立や地域における赤十字活動の推進を図ります。

①「ボランティア基礎研修ノート」の作成・配布　（450部）
②「ボランティアブックレット」の配布　（450部）
③ 奉仕団PR用パンフレットの配布　（2,000部）
④ 奉仕団活動等への助成　（43団および2団体）
⑤ 奉仕団新規結成への助成　（1団）
⑥ 奉仕団記念誌等の出版助成　（7団）
⑦ 赤十字奉仕団地域活動推進助成事業　（5団）
⑧ 視覚障害援助関係奉仕団資材整備　（18団）

(2) 奉仕団と支部との連携強化

団員意識の高揚と活動の活性化を図るため、各種研修会を開催します。

また、赤十字奉仕団支部指導講師の協力のもと、各種研修会の内容を充実させ、団員一人ひとりの自主性と資質の向上、奉仕団の基盤強化を目指します。

① 赤十字奉仕団中級研修会　（3回、各45人）
② 赤十字奉仕団上級研修会　（2回、各35人）
③ 赤十字奉仕団上級研ステップアップ研修会　（1回、20人）
④ 国際人道法研修会　（1回、50人）
⑤ 青年赤十字奉仕団団員研修会　（1回、25人）
⑥ 赤十字奉仕団役員等研究会　（1回、80人）
⑦ 赤十字奉仕団指導講師研究会　（1回、24人）

3　地域における赤十字活動の推進

(1) 災害マネジメントサイクル全体に対する赤十字ボランティア活動の推進
（中期事業計画［第２期］－施策５）

災害時の活動と平時における地域の活動をリンクさせるため、地域コミュニティと顔の見える関係を構築し、その地域における赤十字ボランティアの役割を明確にします。

平成30年度は、県域での事業実施に向けた調査地域において、災害マネジメントサイクル全体に対するボランティア活動メニューを作成します。

(2) 在宅介護におけるボランティア活動の推進
（中期事業計画［第２期］－施策６）

地域包括ケアシステムが2025年を目途に各自治体で整備されるなか、在宅介護における赤十字ボランティア活動を推進します。

平成30年度は、県域での事業実施に向けた調査結果に基づいて、行政、社会福祉協議会および地域包括ケアセンターなどと協議して作成した展開企画をもとに赤十字ボランティアによる生活支援ボランティア活動を試行的に実施します。

(3) 地域で子どもを支える活動の推進
（中期事業計画［第２期］－施策７）

日本の子どもの６人に１人が貧困状態といわれているなか、地域で子どもを支える赤十字ならではの活動を推進します。

平成30年度は、県域での事業実施に向けた調査結果に基づいて作成した展開企画に基づき、地域で子どもを支える活動を試行的に実施します。

4　公共的・福祉的行事の支援

(1) 地域福祉活動の推進

地域のニーズを敏感にとらえた先駆的な活動や、児童の健全育成を目的とする活動など、奉仕団が地域に根ざした新たな活動を自主的に企画・開催することを目的とした「赤十字奉仕団地域活動推進助成事業」により、地域福祉活動の促進を図ります。

① 赤十字奉仕団地域活動推進助成事業（再掲）　（5団）

(2) 各種行事への奉仕団員の派遣

赤十字のボランティア活動を広く県民に知っていただくため、県内各地で開催される公共的･福祉的な行事（スポーツ大会、障害者支援関係行事等）に奉仕団員を派遣します。

参考　神奈川県赤十字奉仕団研修体系

1　階層別研修会

	主　催	回　数	対　　象	内　　容	目　　的
基礎研修会	各奉仕団	随時	開催奉仕団員	**赤十字の基本的知識** ・赤十字の歴史、理念 ・基本原則と赤十字の組織 ・赤十字奉仕団の組織と活動、心構え	赤十字奉仕団員として基礎的なことを理解する。
中級研修会	支部	年３回	基礎研修会修了者各45人	**赤十字事業とボランティア活動** ・県内の赤十字事業と関わるボランティア活動の紹介 **グループ討議･情報交換**（自団の活動の今と今後について）	赤十字の事業とそれに係るボランティア活動について理解する。また、自団以外の活動を理解し、新たな活動について考える機会とする。中級研修会修了時点で一般の方からの赤十字に対する質問に答えられるようになること。
上級研修会	支部	年２回	中級研修会修了者各35人	**赤十字の基本原則と国際人道法** ・赤十字理念の再認識と活動との繋がり **リーダーシップについて** ・赤十字が求めるリーダー像の体験的学習	赤十字奉仕団員として重要な基本原則の再確認と、国際人道法との関係を理解する。また、中堅としてリーダーシップを理解し、活動の担い手という自覚を持ち、グループ討議で他の参加者と意見交換しながら赤十字について理解できるようにする。上級研修会修了時点で、基礎研修会の講師に必要な知識を身につけられていること。
上級研ステップアップ研修会	支部	年１回	上級研修会修了者20人	**本社ボランティア養成研修マニュアルに基づき上級研修会までで未修了の研修項目を補う** ・問題作り－活動作り ・Plan－Do－See ・気づき－考え－実行 ・活動の計画（5W2H）	上級研修会修了者を対象に、奉仕団運営への参画意識と、奉仕団運営に必要な能力を高める。

2　単発研修会、研究会、その他

	主　催	回　数	対　　象	内　　容	目　　的
国際人道法研修会	支部	年１回	奉仕団員 50人	**国際人道法の目的と内容** ・国際人道法の歴史・成り立ち ・人道法と赤十字との関わり ・目的と内容の詳細 ・グループワークによる理解	赤十字の根幹を成す国際人道法を理解し、赤十字の知識や目指す理念を更に深めると共に、赤十字奉仕団員として、国際人道法を普及することも視野に入れる。 国際人道法の概略や役割など、基本的な要素を理解できるようにする。
奉仕団役員等研究会	支部	年１回	奉仕団役員 80人	**奉仕団活動に関わる講義、情報提供** ・社会情勢に合わせて、活動に有用と思われるテーマの講義やグループワークを行う ・赤十字の新たな動きなどの情報提供	活動の中心的立場にある奉仕団役員を対象に、より良い活動を進めていけるよう、社会の動きやボランティアに関する話題、赤十字の最新情報などを伝え、今後の活動に活用してもらう。内容によっては、外部講師に依頼。
指導講師研究会	支部	年２回	奉仕団指導講師 全指導講師24人	**奉仕団研修会の内容検討および企画等** ・各種研修会の内容や方向性の検討 ・活動の現状に見合った研修会の設定 ・指導講師の役割と指導方法の確認 ・指導講師に必要な情報提供等	各種研修会および所属奉仕団において指導的な立場にある指導講師に、ボランティアという立場から研修会を見直し、内容の企画検討をしてもらう。必要があれば、研修会で有効な情報や手法など、指導講師の能力向上も図る。研修会のみならず、奉仕団員の養成において、指導講師の役割を共通理解する。
青年赤十字奉仕団神奈川県支部連絡協議会団員研修会	支部	年１回	各青年・学生奉仕団団員 25人程度	**赤十字の基本的知識と他団との交流** ・赤十字の歴史、理念 ・基本原則と赤十字の組織 ・赤十字奉仕団の組織と活動、心構え ・他団からの参加者との交流	基本的には「奉仕団基礎研修会」とほぼ同じ内容だが、青年奉仕団神奈川県支部連絡協議会に所属する複数奉仕団員が集まるため、普段の活動では知り合えない他団の活動を知り、交流を図ることで、今後の活動への意欲増進を期待するもの。

第５章　青少年赤十字

青少年赤十字の活動は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、生命と健康を大切にし、地域社会、国家・世界のために奉仕し、世界の人々との友好親善の精神を育成することを目的にしています。

その活動は、「健康・安全」（生命と健康を大切にすること）、「奉仕」（自分の身のまわりや社会への奉仕の心を持つこと）、「国際理解・親善」（世界の国々の青少年を知り、互いに助け合う精神を養うこと）の３つの実践目標と「気づき・考え・実行する」の態度目標を掲げ、教職員や保育士を指導者として主に学校・幼稚園・保育園単位で展開しています。

当支部では、青少年赤十字の一層の普及を図るために、教育行政機関や教育関係者の協力を得て、新規校の登録促進と青少年赤十字メンバーの増強ならびに指導者の育成に努めます。

１　青少年赤十字の普及

(1) 登録促進と青少年赤十字メンバーの増強

未登録校に対して積極的に青少年赤十字の説明を行い、登録促進に努めるとともに、登録校においては、青少年赤十字メンバーの増強を図ります。

① 指導者協議会・支部主催行事の積極的なPR
② 未登録校の各種行事・授業等への協力・支援を通じた登録促進
③ 教育委員会等との連携および調整
④ 各校長会での積極的なPRおよび新規登録校に対する青少年赤十字活用法の説明
⑤ 未登録校に対するリーダーシップ・トレーニング・センターへの参加促進

(2) 青少年赤十字防災教育プログラムの実施

各種防災教育プログラムにより、児童・生徒・教職員の防災・減災意識向上を図り、赤十字運動を拡充するとともに、青少年赤十字登録促進を図ります。

日本赤十字社作成「まもるいのち　ひろめるぼうさい」、神奈川県青少年赤十字指導者協議会作成「減災セミナー教材」を教育現場において活用を推進するとともに、横浜地方気象台との協働によるワークショップ形式の講座を進め、教育現場の幅広いニーズへ対応します。

2　青少年赤十字活動の活性化

(1) 指導者協議会等の開催

青少年赤十字指導者として各学校で活動する教職員とともに、各種の会議を開催して、活動の活性化と充実を図ります。

① 青少年赤十字指導者協議会総会　（2回、80人）
② 青少年赤十字指導者協議会運営委員会　（1回、23人）
③ 青少年赤十字指導者協議会参与・運営委員会　（1回、29人）
④ 青少年赤十字指導者協議会企画部会　（2回、各11人）
⑤ 青少年赤十字指導者協議会研修検討部会　（2回、各10人）

(2) 活動への支援

青少年赤十字登録校および未登録校教職員へのさまざまな支援を通じて、活動の活性化と充実を図ります。

各地区のメンバーシップ・トレーニング・センター（MTC）活動への助成、各地区の青少年赤十字指導者協議会への助成、神奈川県高等学校青少年赤十字連絡協議会および横須賀地区青少年赤十字連絡協議会への助成、青少年赤十字登録校に対する助成を通じて、活性と充実を図ります。

① メンバーシップ・トレーニング・センター（MTC）助成　（3地区）
② 地区指導者協議会運営費助成　（4地区）
③ 高等学校青少年赤十字連絡協議会運営費助成　（2地区）
④ 青少年赤十字登録校に対する活動活性のための助成　（5校程度）

(3) 情報の提供

青少年赤十字登録校および未登録校教職員へのさまざまな情報提供を通じて、活動の活性化と充実を図ります。

日本赤十字社神奈川県支部のホームページやフェイスブック等のSNS媒体、支部主催の行事や各学校で行っているイベント、赤十字ボランティア等との連携活動などを紹介し、青少年赤十字の具体的な活用方法を紹介します。

また、研修行事については、保護者向けの情報提供をするなど、多方面から参加者増加のアプローチを行い、青少年赤十字の普及に努めます。

① ホームページを活用した情報提供（適時）
② 児童・生徒向け「JRCメンバーカード」の作成・配布（3,500部）
③「青少年赤十字指導者手引き」の配布（40部）
④ 国際人道法普及のための各種資料の配布（100部）
⑤「青少年赤十字普及パンフレット」の配布（3,000部）
⑥「青少年赤十字LTC参加促進チラシ」の配布（3,000部）

3　青少年赤十字メンバー育成と指導者養成

(1) 青少年赤十字指導者の養成

将来の赤十字運動の担い手である子どもたちの育成のため、青少年赤十字指導者を養成するとともに、リーダーシップ・トレーニング・センター（LTC）・教職員対象スキルアップ講習会の教職員スタッフを増強します。

① 青少年赤十字指導者連絡会（1回、15人）
② 青少年赤十字教育研究会（1日、60人）
③ 教職員対象スキルアップ講習会（3日、15人）

(2) 中央行事への参加

本社や第2ブロック支部（関東1都6県･山梨･新潟）が主催する講習会や研究会に、青少年赤十字メンバーと指導者を積極的に派遣し、養成に努めます。

① 本社主催青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会（3日、2人）
② 本社主催青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会（2日、1人）
③ 本社主催指導主事対象青少年赤十字研究会（2日、1人）
④ 本社主催青少年赤十字国際交流集会（4日、1人）
⑤ 第2ブロック支部主催青少年赤十字指導者協議会・研究集会（1日、7人）
⑥ 本社主催青少年赤十字スタディー・センター（6日、2人）

(3) 国際理解教育の推進

青少年赤十字の実践目標の一つである「国際理解・親善」に基づき青少年の国際的な視野を養い、友情を育む機会として各国の赤十字社・赤新月社が主催する国際交流プログラムに対し、指導者や青少年赤十字メンバーを積極的に派遣します。

当支部とシンガポール赤十字社は相互交流を行っており、隔年度訪問を基本としていることから、平成30年度はシンガポールへ青少年赤十字メンバー・指導者等を派遣して、シンガポール赤十字社のユースメンバーと交流を図ります。

また、県内の米軍施設で活動している米国赤十字社メンバーとの交流を行います。

(4) 国際人道法の青少年赤十字メンバーへの普及

青少年赤十字の目的は、人道的な価値観をもった青少年を各国で育成することです。ジュネーブ諸条約を主とする国際人道法を青少年赤十字メンバーや教育関係者に普及し、赤十字運動を広げていくことは、平和な国際社会の実現に向けた地道な活動です。

当支部では、児童・生徒の研修会や教職員の講習会、登録校における授業協力（講演等）などをとおして、国際人道法を普及するための情報提供を行います。

① 赤十字の７原則研究会・国際人道法研修会　（１日、30人）

(5) リーダーシップ・トレーニング・センター（LTC）等の各種講習会の開催

小・中・高校生を対象とした宿泊研修等を開催し、赤十字やリーダーシップについて学び、青少年赤十字の実践目標である「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」に沿った活動の充実・発展を図ります。

① 小学校リーダーシップ・トレーニング・センター　（３日、33人）
② 中学校リーダーシップ・トレーニング・センター　（３日、24人）
③ 高等学校リーダーシップ・トレーニング・センター　（５日、27人）
④ 小・中・高合同LTC修了者のつどい　（２日、39人）
⑤ 高等学校新入メンバー研修会　（１日、64人）

第６章　赤十字思想の普及

当支部では、赤十字思想の普及と県内で展開している多岐にわたる活動を紹介し、県民の皆さまに参加していただくため、かながわ赤十字情報プラザの活用、大学での講義の推進、広報資材の作成、ホームページ・メールニュースを通じた情報発信などを行うとともにメディア各社や地域広報媒体などの関係機関との連携強化を図ります。

また、急速に変化する現代社会で赤十字運動を拡大するため、社会の人道的課題に対して柔軟に事業展開することを目的として策定した「日本赤十字社神奈川県支部中期事業計画（第２期）」の進捗管理を行います。

さらには、他団体との連携を強化するため、企業・団体と連携してCSR活動を推進します。

平成30年度も、各市区町村において、赤十字思想の普及や会員増強運動に多大なるご協力をいただいている地区本部・地区・分区の皆さまとともに地域における赤十字事業の活性化に努めます。

１　広報活動の促進

(1) 赤十字運動月間キャンペーンの横断的な展開

日本赤十字社設立の５月を中心として、全国一斉に行われる赤十字運動月間キャンペーンにあわせて、メディア等の媒体の活用、町内会・自治会等へのチラシの配布やポスターの掲出等を実施します。

ア　赤十字運動月間

赤十字運動の推進と赤十字に対する理解促進を図るため、県・市区町村広報紙の紙面を提供いただいての広報、地元紙等への広告掲載など、幅広い広報活動を行います。

（ア）メディア等の活用

① タウンニュースへの記事掲載　（４回）

② 新聞・テレビ・ラジオ各社の協力による広報活動

③ 県広報紙、市区町村広報紙への記事掲載

（イ）各種印刷物の発行

① 赤十字会員増強運動月間チラシ　（1,988,540枚）

② 赤十字会員増強運動月間ポスター　（33,080枚）

③ 事業案内パンフレット　（161,340部）

④ ダイレクトメール用リーフレット（個人・法人）　（212,000部）

(2) 広報資材の作成

県内で展開している赤十字事業や全社的な諸活動を積極的にPRするための広報資材を作成し、広く県民に配布するとともに県内地域で開催するイベントや講習会等でも活用します。

①「赤十字NEWS」の配布　（毎月、計124,400部）
② 事業紹介パンフレットの配布　（6,000部）
③「The story of an idea」の配布　（2,500部）
④ 赤十字標章パンフレットの配布　（1,000部）
⑤ 情報プラザパンフレットの配布　（5,000部）
⑥「救急法の基礎知識」の配布　（8,000部）
⑦ 普及啓発グッズの作製・配布　（ポケットティッシュ123,000個）
⑧ 赤十字マーク説明クリアファイル作製・配布　（7,000部）

(3) ホームページ・メールニュースなどによる情報の発信

県内で展開している赤十字事業や全社的な諸活動を積極的にPRするため、本年度も引き続き、ホームページやメールニュース、SNS（フェイスブック）により最新情報を発信します。

また、平成28年度に作製した災害時専用ホームページの運用体制を構築します。

① 災害時専用ホームページの運用訓練（再掲）
新 ② フェイスブック広告の活用

(4) 赤十字運動の拡大

赤十字運動への参加者・ご協力者の拡大を図るため、職員のみならず奉仕団員・ボランティアに参加している方々からも赤十字運動を発信していく仕組みを構築します。

2　「かながわ赤十字情報プラザ」の展開

(1)「かながわ赤十字情報プラザ」の充実

「かながわ赤十字情報プラザ」の見学をとおして赤十字の歴史･理念や活動を紹介し、さらなる赤十字運動の拡大に努めます。

平成30年度は、赤十字事業の内容をリアルタイムに発信する掲示コーナーを有効に活用するなど、来場者により分かりやすく赤十字を知っていただくことを目指します。

① 情報プラザパンフレットの活用（再掲）　(5,000部)
② 情報プラザ子ども用見学パンフレットの活用　(1,500部)
③ 見学メニューの充実
④ 夏季イベントの実施

(2) 学校・PTA・町内会・民生委員・児童委員等の見学の積極的誘致

県内各教育委員会の協力により小学校･中学校を中心に、また、日赤地区本部･地区･分区の協力によりPTA・町内会・民生委員・児童委員を中心とした団体見学を積極的に誘致します。

3　国際人道法の普及

(1) 国際人道法写真展（イベント）の推進

（中期事業計画［第２期］－施策14）

国際人道法写真展などのイベントを推進し、赤十字の理念と活動を必要とする場を感じていただくことで、当事者意識を高め赤十字に参加するきっかけとする。

① 協力企業・団体とコラボレーションし、オリジナルな写真パネル・資材等を開発するための調整と準備
② 県内で国際人道法写真展を実施（公共施設・青少年赤十字加盟校など）　（３回）
③ 作製した写真パネル・資材を活用し、県外（近隣支部主催）での写真展を推進　（２回）
④ 他県支部で実施しているイベント展開内容、資材を活用して県内イベントを実施　（２回）

4　組織基盤の強化

(1) 事業計画・事業報告の策定

急速に変化する現代社会で赤十字運動を拡大するため、社会の人道的課題に対して柔軟に事業を展開することを目的として策定した「日本赤十字社神奈川県支部　中期事業計画（第２期）［平成29年度～平成31年度］」の進捗管理を行います。

(2) 地区・分区交付金の有効活用

地域における赤十字活動の活性化を目的とし、会議や実態調査等において、地区・分区交付金の有効活用を積極的に推進します。

(3) 県内広報の推進

支部および各赤十字施設の職員・広報担当者が情報を共有し、県内の広報活動をさらに推進するとともに、広報に関する知識とスキル向上に努めます。

① 日本赤十字社神奈川県支部広報委員会の開催　（４回）
② 県内赤十字職員広報研修会の開催　（２回）
③ １都３県支部 企画・広報業務研究会の実施（参加）　（４回）
④ 社内報「ハーモニー」の発行　（夏・冬号：各1,460部）

(4) 県内施設・赤十字メンバーとの連携強化

県内の赤十字運動をよりいっそう拡大するため、赤十字の理念や活動を多くの県民の皆さまにご理解していただくことを目的として、県内施設・赤十字メンバーとの連携を強化することで統括的に事業を展開します。

① 各施設が開催するイベントにおける相互協力
② 県内施設や地域の赤十字メンバーならびに地域社会などで活用できる赤十字運動拡大用資材の作成・貸出・提供

5　他団体との連携強化

(1) 県民に対する多面的なアプローチの展開

県内の赤十字運動をよりいっそう拡大するため、赤十字の理念や活動を多くの県民の皆さまにご理解していただくことを目的として、関係団体との連携を強化することで多面的に事業を展開します。

① 地域紙（タウンニュース・毎日新聞　神奈川版）と協働した広報活動の推進および情報発信
② 横浜観光コンベンション・ビューローと連携した情報発信
③ 各メディアとタイアップした広報活動の推進

(2) 県内の大学などにおける講義の推進

（中期事業計画［第２期］－施策13）

受講学生に赤十字の理念を伝えることで人の苦しみを自分事として捉え、今後の人生における様々な選択の参考にしていただくとともに、赤十字事業に参加するきっかけすることを目的として県内の大学などにおける講義を推進します。

また、既存実施大学で継続的に実施するとともに、新規開拓のための渉外活動を行い、新たな大学などで講義を実施します。

① 神奈川県立保健福祉大学　（２回）
② 関東学院大学　（２回）
③ 北里大学　（２回）
④ 新たな大学など　（１回）

6　企業・赤十字が連携するCSR活動の推進

(1) 企業等連携プログラム「いつも ここに 安心を」の展開

企業・団体の皆さまに、よりいっそう赤十字運動をご理解いただくため、県内における集客性のある企業、公共施設と連携したCSR活動を展開します。

さらに、こういった連携について広報することで、より一層の赤十字運動の拡大を図ります。

① 県内観光地での開催
箱根町：各コースを２回ずつ実施
鎌倉市：各コースを１回ずつ実施

② 商業施設を多く有する地域での展開　**（中期事業計画［第２期］－施策８）**
地区分区、奉仕団が主体となって展開する体制を整備し、地区分区における活動メニューとして確立します。

③ 県域に事業展開している企業・団体と協働して展開
（中期事業計画［第２期］－施策９）
県域に事業展開している企業・団体と協働して展開するための渉外活動を行い、新たな企業・団体と特別開催を展開します。

④ 特別開催
横浜市こども青少年局子育て支援部子育て支援課（横浜市内子育て支援拠点、広場等）
横浜市こども青少年局子育て支援部保育・教育運営課（横浜市内幼稚園・保育園）
横浜市こども青少年局青少年部放課後児童育成課（横浜市内学童保育）
JR東日本横浜支社、横浜高速鉄道、横浜市営地下鉄、神奈川県バス協会

⑤ プログラム内容（コース）の充実　**（中期事業計画［第２期］－施策10）**
より多くの業種の企業・団体との協働を進めるにあたり、必要なプログラムを構築することとし、平成30年度は「防災関連」コースを導入します。

(2) 会費等協力の推進

経済団体への会費等協力の働きかけを実施しながら、既協力法人はもとより、新規協力法人の獲得に努めるとともに、寄付金付き自動販売機の設置や赤十字支援マークの推進を図り、会費等収入の安定確保を目指します。

第７章　市区町村における赤十字事業の促進

日本赤十字社は、「人道」の基本理念のもと、国の内外において活動を展開しております。

この活動の基盤となるものが、赤十字運動の趣旨にご理解いただく皆さまからお寄せいただく貴重な活動資金です。

当支部では、県民の皆さまの生命と健康を守るため、地域に根ざしたさまざまな活動を行っており、災害が発生すると、自治体や地域住民の皆さまと協力して救護活動を展開するなど、その活動は地域と密接な関わりをもっています。

こうした活動を支えていただくため、一人でも多くの皆さまにご賛同いただき、継続的なご支援をいただけるよう、県内の各市区町村における63の地区本部・地区・分区の協力のもと、赤十字思想の普及・啓発にかかる活動を推進するとともに、赤十字運動月間を中心として支援者の拡充を図ります。

１　市区町村における赤十字事業の促進

(1) 赤十字運動月間キャンペーンの横断的な展開

日本赤十字社設立の５月を中心として、全国一斉に行われる赤十字運動月間キャンペーンにあわせて、メディア等の媒体の活用、町内会・自治会等へのチラシの配布やポスターの掲出等を実施します。

① 地域住民の健康と安全を守り、不慮の事故や災害から生命を守る事業

(2) 地区・分区における会費等協力の推進

各地区・分区と協働し、救急法をはじめ赤十字の５つの講習会やセミナー等を通して、地域に根ざした赤十字事業を継続的に実施するため、赤十字への幅広い支援者を募りながら会費等収入の安定確保を目指します。

第８章　看護師の養成

日本赤十字社では、1890年（明治23年）から救護看護師の養成を行っています。当支部では、日本赤十字看護大学等に委託し、災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力を備えた赤十字看護師を養成しています。

また、支部においては、県内赤十字病院で採用した看護師を、救護班の一員として災害現場に派遣できるよう、積極的に教育訓練を行っています。

1　最新医療に対応できる看護師の養成

(1) 日本赤十字学園などへの委託養成

当支部では、最新の医療に即応できる優れた看護師を養成するため、第２ブロック支部（関東・山梨・新潟）の看護師養成大学として位置づけられた日本赤十字学園の看護大学および一般の看護大学において看護師の委託養成に努めています。

（平成30年度の委託在学生見込数）

１年生	16人
２年生	17人
３年生	16人
４年生	12人
計	61人

2　支部における救護看護師養成

(1) 救護看護師養成研修会の開催

県内赤十字病院の看護師（助産師含む）として採用された職員に対して、救護班に登録できる赤十字救護看護師として必要な知識や技術、態度を習得させる研修会を開催します。

第９章　社会福祉事業

視覚障害者のための総合的な福祉施設である神奈川県ライトセンターは、神奈川県の指定管理者制度に基づき、日本赤十字社が指定管理者として、管理運営を行っています。

平成30年度は、平成18年度から導入された指定管理者制度の第３期目の３年度目となり、利用者のニーズや時代の流れに沿い、さらなる利用者サービス向上のための事業展開を図ります。

また、神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団をはじめとする多くのボランティアの方々のご協力をいただきながら、新たな事業を加えて赤十字の特色を生かした事業運営を行います。

１　視覚障害者の社会参加促進

(1) 神奈川県ライトセンター

当センターは、視覚障害者の社会参加を促進するため、視覚障害者への点字や録音図書・雑誌等による情報提供、日常生活に必要な各種指導や訓練の実施、各種スポーツの場の提供とスポーツ指導、ボランティア養成、視覚障害に対する理解促進のための普及啓発事業に取り組みます。

ア　情報提供事業

視覚障害者の文字情報入手をサポートするため、各種の事業を実施し、サービスの向上に努めます。

① 点字・録音による図書や雑誌の製作
② 閲覧・貸出・読書相談等による利用者サービスの実施
③ 点訳・音訳・対面サービス・点字打ち出し等個別サービスの実施
④ 視覚障害者情報総合ネットワークを活用した全国規模での相互協力の促進
⑤ 質の高い点字・音声データの提供、拡大図書製作等様々な媒体での情報提供サービスの推進
⑥ パソコン・デジタル読書器等、時代を反映した各種機器の使用に関する相談および操作についての支援
⑦ 中途視覚障害者にとって読みやすいＬ点字本の製作

イ　指導訓練事業

視覚障害者（児）と支援者などからの相談や各種指導訓練等のニーズに応えるため、当センターが拠点になることはもちろん、県央部や県西部など遠方に居住する視覚障害者のためのアウトリーチ活動を積極的に展開します。

また、視覚障害者の交流の場の提供や関係施設との連携による就労支援のほか、幅広い年齢層を対象に生活の質を高める機会を創出します。

① 相談指導　(350人)
② 視覚障害児およびその保護者を対象とした行事　(100人)
③ 調理や身支度等の日常生活基礎技術指導　(30人)

④ 歩行訓練　(80人)
⑤ 点字・音声パソコンおよびIT機器等のコミュニケーション指導　(70人)
⑥ 視覚障害児をもつ家族のための勉強会　(1回、20人)
⑦ 日常生活動作の質を高めるための技術講習会　(4回、各10人)
⑧ 教養講座等　(4回、各10人)
⑨ IT機器の個別相談会　(12回、各5人)

ウ　スポーツ振興事業

スポーツ施設の利用促進を図るため、各種スポーツ体験会や定例教室等を展開し、視覚障害者が安全に楽しくスポーツと触れ合う機会を提供します。

また、指導訓練事業や移動ライトセンターなどと共同歩調を取りスポーツ振興においても、積極的にアウトリーチ活動を展開します。

① スポーツ教室　(21教室)
成人向け水泳教室、キッズ水泳教室、アクアビクス教室、スイムワンポイントレッスン、忍者EX、フリークライミング教室　他
② 各種体験教室
水中運動教室、チェアロビクス体験教室、ゆったりリズムダンス教室　他
③ スポーツ競技会
サウンドテーブルテニス大会　(1回、40人)
神奈川県フロアバレーボール大会（共催）　(1回、200人)
神奈川県フロアバレーボールリーグ戦（共催）　(5回、100人)
JFVAクラブ日本一決定戦（共催）　(1回、300人)
全日本ブラインドダンス選手権（協力）　(1回、400人)
④ スポーツ等ボランティアの研修会　(2回、40人)
⑤ 地域スポーツ振興　(5回)

エ　ボランティア育成事業

視覚障害援助ボランティア活動を志す人々を対象に、各種養成講座や勉強会・研修会を開催します。また、時間数・内容等の見直しを行い、時代の求めに応じた講座を効果的に開催するよう努めます。さらには、広報手段の工夫によりボランティアの発掘に努めます。

（ア）各種養成講座の開催
① 視覚障害援助ボランティア入門講座　(5回、各60人)
② 点訳講座　(10人)
③ 点訳図書校正講座　(10人)
④ 特殊点訳講座（英語）　(20人)
⑤ 視覚障害者点字指導法講座　(10人)
⑥ 録音講座（基礎・応用）　(各16人)
⑦ 誘導法講座　(2回、各20人)
⑧ 拡大写本講座　(15人)

⑨ スポーツ＆レクリエーションボランティア講座　（2回、各12人）
⑩ 在宅者援助講座　（20人）
⑪ デジタル録音図書編集講座　（8人）
⑫ パソコンサポートボランティア講座　（8人）
⑬ 指導者養成講座　（20人）

（イ）各種勉強会・研修会等の開催

① 点訳勉強会　（4回、各100人）
② 点訳勉強会（地域開催）　（5カ所、各40人）
③ 蔵書点訳技術者勉強会　（40人）
④ 点訳図書校正技術者勉強会　（100人）
⑤ 録音技術認定者勉強会　（10回、延べ170人）
⑥ 録音勉強会　（60人）
⑦ 情報提供関係ボランティア勉強会　（80人）
⑧ 指導技術研究会（点訳）　（4回、延べ80人）
⑨ 指導技術研究会（録音）　（60人）
⑩ 指導技術研究会（誘導）　（4回、延べ40人）
⑪ 拡大写本ボランティア勉強会　（50人）
⑫ ボランティア研修会　（60人）

（ウ）ライトボランティアの養成

ボランティア活動のすそ野を広げるために、「できること」を「できる範囲で」、気軽にライトセンターで活動ができる「ライトボランティア」の養成を行い活動の場を提供します。

オ　普及啓発事業

当センターの事業をより広くご理解していただくとともに、視覚障害者の社会参加を促進するため、各種の事業を行います。

① 視覚障害理解のための福祉教室　（50回、各30人）
② 施設見学会　（50件、1,000人）
③ 小・中学校教職員対象視覚障害者福祉教室　（2回、各30人）
④ 機関紙「ライトセンターだより」発行　（年間34,480部発行）
（内訳：点字4,320部、デイジー9,840部、墨字19,000部、拡大1,320部）
⑤ 移動ライトセンター　（10回、各300人）
⑥ クラブ活動への援助・育成　（34クラブ）
⑦ 各種行事への助成　（3行事）
⑧ ライトセンターフェスティバル　（1回、1,500人）
⑨ ライトセンター音楽祭　（1回、300人）
⑩ 企業等連携プログラム「いつもここに安心を（視覚障害を知るコース）」
（支部共催事業、再掲）　（3回）
⑪ ライトセンターサロン　（7回）
⑫ かなエール　（2回）

第10章　医療事業

我が国の医療状勢は、大規模広域災害への対策を早急に進める一方、少子・高齢化社会に対応した医療制度の充実に取り組んでおり、赤十字医療施設においても、一層経営の効率化に努め、地域の中核病院としての質の高い医療を提供する必要があります。

当支部管内の横浜市立みなと・秦野・相模原の各赤十字病院は、医療の動向を見据えたうえで、機能および特色のさらなる明確化を図り、診療報酬体系に対応した運営体制を構築して健全な経営を目指した事業計画を策定し、地域における赤十字医療施設としての役割を十分に発揮するとともに、安全・安心で良質な医療の提供に努めます。

1　地域に根ざした医療の提供

(1) 横浜市立みなと赤十字病院

当院は、横浜市の指定管理者制度に基づき平成17年４月に開院し、地域の皆さま方への良質な医療の提供を目的として、さまざまな取り組みを行ってきました。

当院の診療圏は、中区・南区・西区・磯子区の４区を中心として横浜市内全域に及んでおり、地域における医療・介護・福祉の各領域の機関・施設との連携により、患者の満足度ならびに地域における信頼の向上に努めています。

平成30年度は、診療報酬改定により、経営環境はさらに厳しくなることが予想されることから、医業費用の削減に向けた取り組みを継続するとともに、当院の強みである救命救急医療をはじめ、各診療科等の特徴を活かした質の高い医療を展開し、安定した医業収益の確保に努めます。特に、血管撮影室と手術室の機能を併せ持つ「ハイブリッド手術室」の稼働を開始するため、さらに安全かつ低侵襲な治療が可能となります。

併せて新専門医制度への対応、教育研修の継続的な取り組みを進めるとともに、職員の働き方（勤務環境）の改善に向けた取り組みを行い、患者満足度および職員満足度の向上に努めます。

ア　病床数・職員構成、患者見込数等

<table>
<tr><th>病床数</th><th colspan="2">職　員　構　成</th><th colspan="3">入院・外来患者数等</th></tr>
<tr><td rowspan="7">許可
634床
一般
584床
精神
50床
実働
634床</td><td colspan="2">1,274人</td><td rowspan="3">入　院</td><td>年間延べ患者数</td><td>197,009人</td></tr>
<tr><td colspan="2">（内訳）</td><td>1日あたりの患者数</td><td>540人</td></tr>
<tr><td>医師・歯科医師</td><td>238人</td><td>病床利用率</td><td>85.1％</td></tr>
<tr><td>看護師等</td><td>734人</td><td rowspan="2">外　来</td><td>年間延べ患者数</td><td>282,513人</td></tr>
<tr><td>薬剤師・医療技術職員等</td><td>181人</td><td>1日あたりの患者数</td><td>1,158人</td></tr>
<tr><td>事務職員等</td><td>121人</td><td></td><td></td></tr>
</table>

イ　診療科目

内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、リウマチ科、緩和ケア内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、神経内科、アレルギー科、精神科、小児科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科　　計36科

ウ　医療社会事業

① 人間ドック　（2日ドック310人、1日ドック2,100人、計2,410人）
② 母親教室　（840人）
③ 乳幼児健診　（560人）
④ 栄養相談　（3,600人）
⑤ 妊産婦健診　（10,800人）
⑥ 糖尿病教育入院栄養指導　（200人）
⑦ 企業健診　（130人）
⑧ 一般健診　（100人）
⑨ ガン検診　（6,000人）
⑩ 横浜市健康診査　（340人）
⑪ 横浜市国保特定健診　（1,140人）
⑫ 被爆者健診　（60人）
⑬ 福島県民健康調査　（10人）
⑭ 特定保健指導　（75人）
⑮ 予防接種　（1,278人）
⑯ 救急法講習会　※短期講習会を含む（再掲）　（4回、150人）
⑰ 健康生活支援講習会　※短期講習会を含む（再掲）　（6回、90人）
⑱ 幼児安全法講習会（再掲）　（1回、15人）
⑲ 一日看護体験（再掲）　（15人）

⑳ こころのケア研修会（再掲）　（2回、25人）
㉑ 患者サービスイベント（コンサート等）　（13回、900人）
㉒ 地域の医療従事者に対する研修（みなとセミナー等）　（18回、1,224人）
㉓ 市民健康講座　（4回、850人）
㉔ 関節リウマチ教室　（5回、150人）
㉕ 成人喘息教室　（3回、60人）
㉖ 小児喘息教室　（3回、60人）
㉗ 食物アレルギー研修　（20回、750人）
㉘ 糖尿病講座　（9回、268人）
㉙ 減塩集団入院栄養指導　（180人）

(2) 秦野赤十字病院

当院は昭和13年に日本赤十字社秦野診療所として開院以来、今年で80周年を迎えます。現在地には平成14年6月に新築移転し、秦野市および中井町と近隣の地域における中核病院として、医療ニーズに応えると共に救急医療にも積極的に取り組んでまいりました。

許可病床は320床ですが、現在は一般病棟216床と地域包括ケア病棟46床を加えた262床で運用しています。

平成27年度から産婦人科における分娩・手術・入院が休止となり、当該診療科における収益減が経営を逼迫させました。未だに分娩再開の見込みは立っておらず、外来診療と婦人科健診のみ継続しております。

平成28年度は消化器内科が医師1人体制でスタートせざるを得なかったことで、他科への影響が甚大となり、救急体制を維持し続けることに困難を極めました。経営が急速に悪化し、下半期には常勤の総合内科医や非常勤の糖尿病・内分泌内科医を確保することができたものの、上半期の経営不振をカバーすることはできず、2年連続で多額の赤字を計上することとなりました。

平成29年度からは、内科医も増員できたことから「断らない内科救急体制」を掲げ新院長のもと、地域住民および医療機関の期待に応えうるよう努力を続けてまいりました。

院内のプロジェクトチームによる経営改善の取組みや、経営健全化に向けた行動計画の実践などに職員ひとり一人が係わって成果の確認や課題発見を行っているところです。

平成30年度も地域の救急と急性期医療を担い、安全で質の高い医療を提供できるよう、良質な医療人の育成に努めます。また、検査や手術を受ける患者のための「入退院センター（仮称）」を設置し、事前に説明を行うことで患者本人およびその家族が、準備を整えて安心して入院していただける体制を整えます。

赤十字の使命である災害救護と地域における防災教育事業には、引き続き積極的に取り組んでまいります。

ア　病床数・職員構成、患者見込数等

<table>
<tr><th>病床数</th><th colspan="2">職　員　構　成</th><th colspan="3">入院・外来患者数等</th></tr>
<tr><td rowspan="7">許可
320床
一般　314床
HCU　6床
実働
262床
一般　256床
HCU　6床</td><td colspan="2">439人</td><td rowspan="3">入　院</td><td>年間延べ患者数</td><td>79,935人</td></tr>
<tr><td colspan="2">（内訳）</td><td>1日あたりの患者数</td><td>219人</td></tr>
<tr><td>医師・歯科医師</td><td>45人</td><td>病床利用率</td><td>83.6％</td></tr>
<tr><td>看護師等</td><td>279人</td><td rowspan="2">外　来</td><td>年間延べ患者数</td><td>123,220人</td></tr>
<tr><td>薬剤師・医療技術職員等</td><td>66人</td><td>1日あたりの患者数</td><td>505人</td></tr>
<tr><td>事務職員等</td><td>49人</td></tr>
</table>

イ　診療科目

内科、神経内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病･内分泌内科、血液内科、小児科、外科、消化器外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科　　計19科

ウ　医療社会事業

① 人間ドック　（4,300人）
② 訪問看護　（3,700人）
③ 乳幼児健診　（50人）
④ 栄養指導　（1500人）
⑤ 企業健診　（200人）
⑥ 一般健診　（200人）
⑦ 被爆者検診　（9人）
⑧ 福島県県民健康調査　（8人）
⑨ 乳ガン検診　（750人）
⑩ 成人（老人）健診　（1000人）
⑪ 予防接種　（2,000人）
⑫ 救急法講習会（再掲）　（4回、80人）
⑬ 健康生活支援講習（再掲）　（8回、140人）
⑭ 一日看護体験（再掲）　（30人）
⑮ 市民の日健康相談　（500人）
⑯ 幼児安全法講習会　（1回、15人）

(3) 相模原赤十字病院

当院は、昭和28年に日本赤十字社神奈川県支部中野赤十字病院として開院し、同40年には津久井赤十字病院と改称し、平成14年には建物の老朽・狭あい化に伴う全面改築工事が完了しました。

平成26年には相模原市の政令指定都市移行に伴い、相模原赤十字病院と改称し、相模原市西部地域唯一の公的医療機関として、地域医療のニーズに応えるとともに、エイズ拠点病院・災害医療拠点病院としての活動、健康増進事業・訪問看護ステーション業務など医療事業の一層の充実・強化に取り組んできました。

平成29年度は、４月から新たに地域医療連携課を新設し、医療連携機関との顔の見える体制づくりにより、更なる紹介患者の確保に努めております。また、平成28年度に整備した電子カルテは順調に稼働しており、医師・看護師等の業務負担軽減を図り、更なる医療の質の向上に取り組んでいるところです。

平成30年度は、引き続き急性期病院として、地域医療連携による紹介患者の確保、二次救急当番の継続参加、救急患者の更なる受け入れ、健康増進事業の拡大や在宅医療への体制強化を図り、早期に赤字経営からの脱却に向け、職員一丸となって経営改善に取り組んでまいります。

診療圏は、相模原市西部地域のほか愛甲郡・山梨県の一部にも及んでいます。

ア　病床数・職員構成・患者見込数等

病床数	職　員　構　成		入院・外来患者数等		
許可 一般　132床 実働 一般　132床		295人	入　院	年間延べ患者数	38,325人
	（内訳）			１日あたりの患者数	105人
	医師・歯科医師	26人		病床利用率	79.5％
	看護師等	166人	外　来	年間延べ患者数	103,180人
	薬剤師・医療技術職員等	37人		１日あたりの患者数	385人
	事務職員等	66人			

イ　診療科目

内科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、肛門科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科　　計18科

ウ　医療社会事業

① 人間ドック　（日帰り660人、日帰り2日間20人、乳ガン80人、計760人）
② 訪問看護　（3,000人）
③ 乳幼児健診　（500人）
④ 小児健診　（850人）
⑤ 栄養相談　（600人）
⑥ 糖尿病教室　（72人）
⑦ 企業健診　（2,400人）
⑧ 一般・成人病健診　（2,300人）
⑨ ガン検診　（6,500人）
⑩ 予防接種　（4,300人）
⑪ 救急法講習会（再掲）　（4回、40人）
⑫ 健康生活支援講習会（再掲）　（4回、40人）
⑬ 幼児安全法講習会（再掲）　（2回、30人）
⑭ 一日看護体験（再掲）　（20人）
⑮ こころのケア研修会（再掲）　（10人）

エ　3診療所の患者見込数

見込数	青野原診療所	千木良診療所	藤野診療所	合　計
年間延べ患者数	6,542人	4,551人	8,929人	20,022人
1日あたりの患者数	26.3人	18.3人	35.9人	80.4人

※稼働日数　249日

第11章　血液事業

日本赤十字社は、平成15年７月に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、国、地方公共団体と一体となり血液事業を運営しています。

血液事業は、安全性の向上、安定供給の確保はもとより、事業者の責務として効率的な事業運営を行うことが求められています。神奈川県赤十字血液センターは、平成29年度に、横浜市戸塚区に所在した横浜事業所を横浜市港北区に移転し、移転先の新施設は本部機能を有する血液センターとして、事業を開始しました。新体制のもと、平成30年度においても、引き続き地域連携を強化するとともに、関東甲信越ブロック血液センターとの一体的な運営、広域的な需給管理を行い、県民の皆さまや医療機関等から信頼される血液事業を展開します。

1　血液製剤の安定供給の確保

(1) 献血者の安定的確保および安全対策

輸血用血液製剤の需要については、高齢化の進展に伴い、今後ますます増えることが予想されています。将来にわたり血液製剤の安定供給を行える体制を確保するため、献血者の確保対策および若年層献血者への献血推進を積極的に進めます。

具体的には、献血ルームでは、施設ごとの特長を活かした推進を行い、複数回献血への誘導等、献血者の固定化を図るとともに、献血予約の積極的な推進と近隣企業等への積極的な働きかけを行います。移動採血車では、既存企業・団体等の献血者数の維持および拡大方法の構築を行うとともに、複数回協力の依頼を推進します。さらに、企業・団体・大学・専門学校の新規開拓に努め、季節や天候によって献血者数が左右されやすい街頭献血を減少させることにより、献血者を安定的に確保します。また、街頭や学域の献血者を積極的に献血ルームへ誘導します。

若年層献血者確保対策としては、学生献血推進団体、プロスポーツチーム等と連携するとともに、SNSやアニメ等の若者文化を取り入れた対策を実施するほか、地域メディアを活用し、「受血者の顔が見える広報」を展開しながら、医療機関で使用される血液は、善意による無償の献血で支えられていることを広く県民に訴え、献血推進と献血者確保に取り組みます。

献血者の安全対策については、献血環境の整備や採血副作用の予防対策に努め、副作用発生時には、迅速かつ適切に対応するとともに、特に初回献血者に対しては、安全対策を徹底することで不安を解消できるように努めます。

ア　職員構成、採血・供給計画

職員構成		種別	採血目標数(本)	製　剤	供給目標本数
	386 人	200mL	7,595	赤血球	207,277 (407,300 単位)
(内訳)					
医師	24 人	400mL	207,908	血　漿	72,695 (158,000 単位)
薬剤師・検査技師	8 人	成分	92,254	血小板	49,199 (563,500 単位)
看護師	138 人				
事務職員	216 人	計	307,757	計	329,171 (1,128,800 単位)

イ　献血ルーム

8 カ所、112ベッド

(内訳)

横浜駅東口（21ベッド)、横浜駅西口（10ベッド)、横浜駅西口第二（20ベッド)、川崎駅東口(20ベッド)、二俣川(7ベッド)、溝の口(10ベッド)、藤沢(12ベッド)、本厚木（12ベッド)

ウ　車両

移動採血車 12 台、血液運搬車 40 台、広報車その他 33 台　　計 85 台

2　献血思想の普及

(1) 若年層への献血思想の普及

進む少子高齢化の影響により輸血が必要な世代が増加する一方、献血できる若い世代が年々減少しています。

これに対応すべく、若年層への献血思想の普及や血液事業への理解を深めることを目的に、様々な事業に取り組みます。

① 小学生を対象とした献血疑似体験の実施
② 赤十字・いのちと献血俳句コンテストの実施
③ プロスポーツチームと協働したイベントの実施
④ クリスマス献血等のキャンペーンの実施
⑤ 学生献血推進団体との広報活動の実施
⑥ 中学校の職業体験の受け入れ
⑦ 高等学校・大学の施設見学の受け入れ
⑧ 中学校・高等学校・大学への献血セミナーの実施

(2) 献血協力者・団体との連携の強化

① 献血運動推進全国大会への参加（岡山県)
② 県・市町村献血推進会議の開催
③ 各ライオンズクラブとの連携強化

平成30年度　事 業 計 画

平成30年3月2日発行

発行　日本赤十字社神奈川県支部
〒231-8536　横浜市中区山下町70-7
TEL.　０４５（６８１）２１２３
FAX.　０４５（２１１）０４２０（総務部）
０４５（６８１）２１３６（企画振興部）
０４５（６８１）１１２０（事業部）
ホームページ　http://www.kanagawa.jrc.or.jp/
電子メール　kanagawa-info@kanagawa.jrc.or.jp

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society